

# 大府市ウェブサイトトップページバナー広告取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、大府市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるものほか、大府市ウェブサイトを広告媒体とする広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ウェブサイト 大府市が管理及び公開するウェブサイトをいう。
- (2) バナー広告 市ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告掲載を依頼する者（以下「広告主」という。）の指定するウェブサイトにリンクするものをいう。
- (3) リンク先ページ 広告主が指定するリンク先のウェブサイトをいう。

## (広告の種類)

第3条 市ウェブサイトに掲載することができる広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

## (広告の禁止表現及び制限事項)

第4条 広告の禁止表現及び制限事項は、市長が別に定める。

## (広告の規格等)

第5条 広告の規格等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 広告の大きさ 縦60ピクセル 横160ピクセル
- (2) データ形式 J P E G 又はG I F
- (3) データ容量 5キロバイト以下
- (4) 広告の掲載位置 市ウェブサイトのトップページ  
(<https://www.city.obu.aichi.jp>) の下部
- (5) 画像に文字を表示する場合 4.5 : 1 のコントラスト比をもたせる。ただし、以下の場合はその限りでない。
  - ・画像中の文字が日本語で、22ポイント又は18ポイントの大きめの太字の場合（文字色と背景色に少なくとも3 : 1のコントラストがあればよい）
  - ・画像中の文字が英数字で、18ポイント又は14ポイントの大きめの太字の場合（文字色と背景色に少なくとも3 : 1のコントラストがあればよい）
  - ・画像が、ロゴ又はブランド名の一部である文字

## (広告の枠数)

第6条 広告の枠数は、10枠とする。

## (広告掲載の期間)

第7条 広告掲載の期間は、原則として1か月を単位とする。ただし、広告掲載の期間終了後、更新することを妨げない。

2 広告掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として広告を掲載する月の初日とする。

3 広告掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として広告を掲載する月の末日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が次に掲げる日のいずれかに該当する場合は、市長が別に当該日を定めるものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（広告掲載料）

第8条 広告掲載料は、申込者からの提案によりこれを決定するものとする。

（申込者の募集）

第9条 申込者は、広告取扱業務を営む法人のみを対象とし、その募集は市ウェブサイトにより募集するものとする。

（募集期間）

第10条 申込者の募集期間は、市長が別に定める。

（受付場所及び受付時間）

第11条 申込みの受付場所は企画広報課とし、受付時間は午前9時から午後5時まで（土、日及び祝日を除く。）、水曜日は午後7時までとする。

（提出方法）

第12条 申込書の提出方法については、前条の受付場所への持参又は郵送による方法のみとし、ファックス、メール等による提出は一切受け付けないものとする。

（広告掲載者の決定）

第13条 市長は、申込者から提出された申込書の内容を総合的に審査し、1社の広告掲載者を選定するものとする。

（契約の締結）

第14条 前条の決定により広告掲載者を決定した場合、市長は当該広告掲載者と契約を取り交わすものとする。

（広告主の募集）

第15条 広告掲載者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようするため、広告主を募集するものとする。

2 前項の募集に当たり、市は市ウェブサイト等を通じて募集できるものとする。

3 前2項の規定は、広告掲載者の営業活動を妨げるものでない。

（広告主の選定）

第16条 広告掲載者は、広告主を選定するに当たっては、広告主に予め市長の指定する「個人情報に関する同意書」又は「法人情報に関する同意書」を提出させなければならない。

2 広告掲載者は、広告主を選定するとともに、広告掲載の可否について市長と協議しなければならない。

3 広告掲載者は、前項の協議において、市長が必要書類等の提出を求めた場合は、これを提出しなければならない。

（広告原稿の作成）

第17条 広告原稿は、広告主又は広告掲載者が作成する。

2 前項の規定による広告原稿の作成に要する経費は、広告主又は広告掲載者が負担する。  
(広告原稿の提出)

第18条 広告掲載者は、広告原稿を原則として広告掲載開始日の7日前までに、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容等の審査を行い、承認したものと掲載するものとする。

(広告掲載の方法)

第19条 市長は、前条の規定により提出された広告原稿を掲載するときは、原則として広告掲載開始日の午後5時までに掲載するものとする。

2 市長は、前項の規定により掲載された広告を削除するときは、原則として広告掲載終了日の翌日の午後5時までに削除するものとする。

(広告内容等の修正)

第20条 市長は、広告の内容及びリンク先ウェブサイトの内容等が法令又は要綱等に違反し、又はそのおそれがあると判断したときには、広告掲載者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取下げ)

第21条 広告掲載者は、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告掲載者は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告内容等の変更)

第22条 広告掲載者は、広告のデザイン及びリンク先等を変更しようとする場合は、変更しようとする日の7日前までに、市長に届け出なければならない。

(委任)

第23条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。